

国民健康保険税率等のあり方について（答申）

府中市国民健康保険運営協議会

1 審議の経過

令和7年12月4日に府中市長から「国民健康保険税率等のあり方について」の諮問を受け、国民健康保険制度の動向や他市と比較した府中市の現状及び昨今の社会情勢を踏まえ、審議を行った。

2 審議の内容

(1) 国民健康保険の状況及び府中市の現状について

国民健康保険制度は、被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高いことや被用者保険等と比較し被保険者の所得水準が低く、保険税の確保が困難であることなどの構造的な問題から、厳しい財政運営の下、一般会計からの法定外繰入金による赤字補填を行っている。

平成30年度の制度改正に伴い、共同運営を行っている東京都が策定した、東京都国民健康保険運営方針では、国民健康保険財政の安定的な運営を確保し、被保険者の健康を守るために、保険給付に見合った保険税率の設定、保険税の徴収、保健事業の展開等により、医療費の適正化に取り組むこととされている。また、一般会計からの法定外繰入を行うことは、給付と負担の関係が不明確となるほか、被保険者以外の住民にも負担を強いることとなるために、決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消・削減に、計画的・段階的に取り組む必要があるとされている。

更に、国並びに東京都は、遅くとも令和17年度までに決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消を求めている。

現状の府中市国保財政健全化計画に対し、今回事務局より提示された改定案の上げ幅で今後も2年ごとに税率改定を行った場合、一般会計からの法定外繰入金は令和17年度までに解消する試算である。

(2) 社会情勢等に関する状況と府中市の対応について

社会情勢に関して、日本銀行による生活意識に関するアンケート調査において、対象者の約95%は物価が上がったと実感しており、暮らし向きに、ゆとりがなくなってきたとの回答も過半数を超えている状況である。府中市においては、この状況を受けて、令和7年9月に物価高騰対策として補正予算を計上し、市議会で可決されるなど、市民生活への影響を考慮した対応を行っている。

(3) 改定案及び審議に際しての意見

事務局から提示のあった改定案は、2年ごとに、所得割率、均等割額及び課税限度額の改定である。

委員からは、税率改定案への賛成が多数を占める一方で、負担感や制度の公平性、医療費増加への懸念、予防医療の推進、市民への説明責任など、様々な観点から意見が出された。

- ・税率等を引き上げるだけでなく、医療費削減にも努めてほしい
 - ・マイナ保険証が医療費削減に資するのであれば積極的に使用するべき
 - ・国民健康保険は全額個人負担であり、被用者保険（労使折半）と比べて割高感がある
 - ・被用者保険での傷病手当金のような、休業補償に相当する給付があってもいいのではないか
 - ・府中市は他市と比べて負担が低い一方、一般会計からの繰入金が多い状況が続いているため、負担増はやむを得ない
 - ・医療費削減は困難であり、今後は高齢化の進展に伴い医療費がさらに増加すると見込まれ、超高齢化社会に対応するためには、予防医療（特に慢性腎臓病(CKD)や循環器疾患）や歯科検診などの推進が重要
 - ・行政と医療機関が連携して地域医療の質向上に努めるべき
 - ・毎年税率等の改定を行う参考案の場合は、毎年上がるという被保険者の心理的負担や事務コストの増加に繋がるため、2年ごとの改定が望ましい
 - ・一般会計からの法定外繰入金の解消や、国保財政健全化計画を着実に実行すべき
 - ・税率等を改定したことにより、医療保険制度の必要性を感じず、未納者が増えると本末転倒ではないか
 - ・税率改定や負担増の理由を市民に分かりやすく説明する努力が必要
- また、子ども・子育て支援納付金課税額については、子ども・子育て支援金制度の創設により課税項目が追加されることはやむを得ないのではないかなどの意見が多く出された。
- その後、今回出た意見を踏まえて、会長と事務局により改定案の絞り込みを行うことを全会一致で了承した。
- 今回の審議内容及び会長と事務局の協議により決定した改定案に基づき、総合的な見地から審議し、次の結論に達した。

3 結論

(1) 保険税率等の改定案

府中市は、多摩26市の比較では、被保険者一人当たりの所得は平均より高めだが、保険税率等を低く抑えており、その結果、法定外繰入金が極めて多い状況にある。

国や東京都からは、国保財政の健全化のため、令和17年度までに決算補填等を目的とする法定外一般会計繰入金等の解消を求めており、府中市においても、そこに向けた税率等の見直しは避けられない。

税率等の改定は、年度ごとに税率が異なることによる混乱や、毎年上がるという被保険者への心理的負担を考慮し、2年ごとに実施するのが適切であり、改定案に基づき、所得割率・均等割額・課税限度額を改定することが適当である。

4 附帯意見

- (1) 被保険者へは、税率改定について、その必要性を含め、分かりやすく丁寧に広報等で周知すること。
- (2) 超高齢化社会に対応するため、予防医療の推進が重要であり、市と医療機関が連携して地域医療の質の向上に努めること。
- (3) 税率等を改定したことにより被保険者の負担が増えるが、被保険者の状況に配慮しつつ、収納率が下がることがないように努めること。
- (4) 子ども・子育て支援納付金課税額については、国並びに東京都から提示される数字を踏まえた税率等を適切に設定すること。